

定 款

大山観光開発株式会社

大山観光開発株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、大山観光開発株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 索道による旅客および物品の運送事業。
- (2) スキー客、観光客等に対する休憩場所の提供及び食料品類、たばこの販売業務。
- (3) 土地建物の保有及び経営。
- (4) スキー客、観光客等に対する特産品、スキー用具の販売、土産品の販売及びスキー用具の賃貸。
- (5) スキー客、観光客等に対する娯楽場の経営。
- (6) 遊園地、公園等誘客施設の経営。
- (7) 地熱資源開発に関する事業。
- (8) 旅行業法に基づく旅行業。
- (9) 前各号に付帯する関連事業及び受託事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を富山県 富山市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、富山市において発行する北日本新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、441,600株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条の2 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条の3 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の取扱い)

第8条 当会社の株式の株主名簿記載事項の記載又は記録の請求、質権の登録及び信託財産の表示その他株式の取扱いは、会社法の規定に従うものとする。

(基準日)

第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権

の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人の数は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第14条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印を行う。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第15条 当会社の取締役は8名以内、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第16条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 4 補欠により選任した監査役の任期は、前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の権限)

第18条 監査役は、法令に定めるところにより、取締役の職務の執行を監査する。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定する。
- 3 取締役会の決議により、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名をおくことができる。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮する事ができる。
- 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の権限)

第21条 取締役会は、法令に定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 取締役の職務の執行の監督
- (3) 代表取締役の選定

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第23条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成して、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印を行う。

(取締役会規定)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役及び監査役の報酬等)

第25条 取締役及び監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第28条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金については、利息をつけない。

第6章 附 則

(事業年度に関する経過措置)

第29条 第26条の規定に係わらず、第44期事業年度は平成18年10月1日から平成19年9月30日まで、第45期事業年度は平成19年10月1日から平成20年3月31日までとする。

以上は、現行の定款である。

平成28年6月23日

大山観光開発株式会社

代表取締役社長 谷 村 豊 彦